

○大阪市立有料自転車駐車場条例

平成18年 9 月21日

条例第87号

大阪市立有料自転車駐車場条例を公布する。

大阪市立有料自転車駐車場条例

(設置)

第1条 本市に有料自転車駐車場（一定の区間を限って設置される自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）及び原動機付自転車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の駐車のための施設であつて、当該施設の利用に係る料金を第5条の規定により有料自転車駐車場の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）に収受させるものをいう。以下同じ。）を設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

(供用日等)

第2条 有料自転車駐車場の供用日は1月1日から12月31日までとし、供用時間は午前0時から午後12時までとする。

- 2 有料自転車駐車場の入庫及び出庫の受付日及び受付時間は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、有料自転車駐車場の設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、有料自転車駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。
- 4 市長は、前2項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(駐車の制限)

第3条 自転車及び原動機付自転車以外の車両は、有料自転車駐車場に駐車することができない。ただし、市規則で定める有料自転車駐車場については、自動二輪車（道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。以下同じ。）を駐車することができる。

- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料自転車駐車場への入庫を断り、又は有料自転車駐車場からの出庫を命ずることができる。
 - (1) 有料自転車駐車場の構造上駐車させることができないとき
 - (2) 有料自転車駐車場の構造又は設備を損傷するおそれがあるとき

(3) その他管理上支障があるとき

(利用料金)

第4条 市長は、指定管理者に有料自転車駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 有料自転車駐車場を利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、次に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 自転車

一時利用 1日1回につき 150円

定期利用 1月につき 2,000円

(2) 原動機付自転車

一時利用 1日1回につき 200円

定期利用 1月につき 3,000円

(3) 自動二輪車

一時利用 1日1回につき 1,000円

定期利用 1月につき 20,000円

4 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、一時利用の場合における利用料金の額から割引した額をもって回数券を発行することができる。

5 市長は、前2項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、1の有料自転車駐車場に限り、利用料金（定期利用の場合における利用料金及び回数券を発行する場合における利用料金に限る。次項において同じ。）の減額を指定管理者に申請することができる。この場合において、当該指定管理者は、当該利用料金の5割を減額することができる。

(1) 本市の区域内に住所を有する満65歳以上の者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者（保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合にあっては、本人）

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

- (4) 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)別紙「療育手帳制度要綱」の定めるところによる療育手帳の交付を受けている者(保護者が療育手帳の交付を受けている場合にあっては、本人)

7 次の各号のいずれかに該当する者の属する世帯(前項の規定により利用料金の減額を受けている者の属する世帯を除く。以下この項において同じ。)の構成員(1世帯につき1人に限る。)は、1の有料自転車駐車場に限り、利用料金の減額を指定管理者に申請することができる。この場合において、当該指定管理者は、当該利用料金の5割を減額することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (2) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項の規定により児童扶養手当を受給している者
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子で、児童扶養手当法第3条第1項に規定する児童を養育している者
- (4) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第28条第1項の規定により遺族基礎年金を受給している者

8 前2項に定めるもののほか、指定管理者は、公益上その他特別の事由があると市長が認める場合には、利用料金を減免することができる。

9 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他利用料金を支払った者の責めに帰すことのできない特別の事由により有料自転車駐車場を利用することができなくなったとき
- (2) 利用料金を支払った者が有料自転車駐車場の利用を開始する前に当該有料自転車駐車場を利用しない旨を申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めたとき
- (3) その他市長が特別の事由があると認めるとき
(管理の代行)

第5条 有料自転車駐車場の管理については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第6条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 有料自転車駐車場の名称及び所在地
 - (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
 - (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
 - (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- （指定申請）

第7条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、有料自転車駐車場の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

（欠格条項）

第8条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第1号に該当する者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

（指定管理予定者の選定）

第9条 市長は、第7条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 有料自転車駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、有料自転車駐車場の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 有料自転車駐車場の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的

能力を有すること

- (4) 前3号に掲げるもののほか、有料自転車駐車場の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第10条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は有料自転車駐車場の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、有料自転車駐車場の構造及び設備の維持保全その他有料自転車駐車場の管理に関することとする。

(施行の細目)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 (附則第1項ただし書に規定する規定を除くその他の規定、平成19年4月1日施行、告示第304号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第6条から第9条まで及び第10条前段の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日条例第102号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に徴収すべき事由が生じたこの条例による改正前的大阪市立有料自転車駐車場条例による整理手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年9月19日条例第85号、平成21年7月1日施行、告示第470号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (平成21年11月26日条例第125号、平成22年8月25日施行、告示第960号)

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(準備行為)

- 2 阿倍野駅自転車駐車場に係るこの条例による改正後の大阪市立有料自転車駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項の規定による受付日及び受付時間の決定、改正後の条例第4条第3項の規定による利用料金の額の決定、同条第4項に規定する回数券の発行の承認並びに改正後の条例第5条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第2条第2項及び第4項、第4条第3項、第4項及び第5項、第5条から第9条まで並びに第10条前段の規定の例により行うことができる。

（供用開始日）

- 3 阿倍野駅自転車駐車場の供用は、この条例の施行の日から起算して7日を経過した日から開始する。

附 則（平成22年3月29日条例第30号、平成22年10月25日施行、告示第1186号）

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。

（準備行為）

- 2 新深江駅自転車駐車場に係るこの条例による改正後の大阪市立有料自転車駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項の規定による受付日及び受付時間の決定、改正後の条例第4条第3項の規定による利用料金の額の決定、同条第4項に規定する回数券の発行の承認並びに改正後の条例第5条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第2条第2項及び第4項、第4条第3項から第5項まで、第5条から第9条まで並びに第10条前段の規定の例により行うことができる。

（供用開始日）

- 3 新深江駅自転車駐車場の供用は、この条例の施行の日から起算して7日を経過した日から開始する。

附 則（平成22年9月21日条例第59号、平成23年3月25日施行、告示第286号の3）

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。

（準備行為）

- 2 大阪天満宮駅・南森町駅自転車駐車場、地下鉄中津駅自転車駐車場、安治川口駅自転車駐車場、桜川駅・JR難波駅・汐見橋駅自転車駐車場及び福駅自転車駐車場に係るこの条例による改正後の大阪市立有料自転車駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）第2

条例第2項の規定による受付日及び受付時間の決定、改正後の条例第4条第3項の規定による利用料金の額の決定、同条第4項に規定する回数券の発行の承認並びに改正後の条例第5条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第2条第2項及び第4項、第4条第3項から第5項まで、第5条から第9条まで並びに第10条前段の規定の例により行うことができる。

(供用開始日)

- 3 大阪天満宮駅・南森町駅自転車駐車場、地下鉄中津駅自転車駐車場、安治川口駅自転車駐車場、桜川駅・JR難波駅・汐見橋駅自転車駐車場及び福駅自転車駐車場の供用は、この条例の施行の日から起算して7日を経過した日から開始する。

附 則（平成23年10月3日条例第55号、別表の改正規定（鶴見緑地駅自転車駐車場に係る部分を除く。）、平成24年3月25日施行、別表の改正規定（天満駅自転車駐車場、京橋駅自転車駐車場及び関目駅自転車駐車場に係る部分に限る。）、平成24年4月1日施行、別表の改正規定（中崎町駅自転車駐車場、阿波座駅自転車駐車場、西大橋駅自転車駐車場及び長原駅自転車駐車場に係る部分に限る。）、平成24年4月9日施行、別表の改正規定（谷町四丁目駅自転車駐車場に係る部分に限る。）、平成24年4月24日施行、告示第249号、別表の改正規定（鶴見緑地駅自転車駐車場に係る部分に限る。）、平成25年4月19日施行、告示第504号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定の施行期日は市長が定める。

(準備行為)

- 2 扇町駅・天満駅自転車駐車場、中崎町駅自転車駐車場、大阪城北詰駅・京橋駅自転車駐車場、谷町四丁目駅自転車駐車場、阿波座駅自転車駐車場、西大橋駅自転車駐車場、井高野駅自転車駐車場、瑞光四丁目駅自転車駐車場、だいどう豊里駅自転車駐車場、清水駅自転車駐車場、新森古市駅自転車駐車場、蒲生四丁目駅自転車駐車場、鳴野駅自転車駐車場、関目駅・関目成育駅自転車駐車場、鶴見緑地駅自転車駐車場及び長原駅自転車駐車場（以下「新設駐車場」という。）に係るこの条例による改正後の大阪市立有料自転車駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項の規定による受付日及び受付時間の決定、改正後の条例第4条第3項の規定による利用料金の額の決定、同条第4項に規定する回数券の発行の承認並びに改正後の条例第5条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第2条第2項及び第4項、第

4条第3項から第5項まで、第5条から第9条まで並びに第10条前段の規定の例により行うことができる。

(供用開始日)

- 3 新設駐車場の供用は、別表の改正規定（新設駐車場に係る部分に限る。）の施行の日から起算して7日を経過した日からそれぞれ開始する。

附 則（平成24年9月27日条例第89号、平成25年4月24日施行、告示第505号）

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(準備行為)

- 2 我孫子町駅自転車駐車場に係るこの条例による改正後の大阪市立有料自転車駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項の規定による受付日及び受付時間の決定、改正後の条例第4条第3項の規定による利用料金の額の決定、同条第4項に規定する回数券の発行の承認並びに改正後の条例第5条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第2条第2項及び第4項、第4条第3項から第5項まで、第5条から第9条まで並びに第10条前段の規定の例により行うことができる。

(供用開始日)

- 3 我孫子町駅自転車駐車場の供用は、この条例の施行の日から起算して7日を経過した日から開始する。

附 則（平成26年9月22日条例第112号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年6月11日条例第83号、附則第2項の規定を除くその他の規定、平成28年4月24日施行、告示第584号）

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 大阪港駅自転車駐車場及び恵美須町駅自転車駐車場に係るこの条例による改正後の大阪市立有料自転車駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項の規定による受付日及び受付時間の決定、改正後の条例第4条第3項の規定による利用料金の額の決定、同条第4項に規定する回数券の発行の承認並びに改正後の条例第5条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第2

条第2項及び第4項、第4条第3項から第5項まで、第5条から第9条まで並びに第10条前段の規定の例により行うことができる。

(供用開始日)

- 3 大阪港駅自転車駐車場及び恵美須町駅自転車駐車場の供用は、この条例の施行の日から起算して7日を経過した日から開始する。

○刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和7条例1）抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第9条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第10条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和7年2月26日条例第1号）抄

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第1条関係）

名称	位置
----	----

扇町駅・天満駅自転車駐車場	大阪市北区錦町
大阪天満宮駅・南森町駅自転車駐車場	大阪市北区南森町1丁目
地下鉄中津駅自転車駐車場	大阪市北区中津1丁目
天神橋筋六丁目駅自転車駐車場	大阪市北区浪花町
中崎町駅自転車駐車場	大阪市北区中崎西2丁目
阪急中津駅自転車駐車場	大阪市北区中津3丁目
大阪城北詰駅・京橋駅自転車駐車場	大阪市都島区東野田町2丁目
桜ノ宮駅自転車駐車場	大阪市都島区中野町5丁目
野江内代駅自転車駐車場	大阪市都島区内代町1丁目
都島駅自転車駐車場	大阪市都島区都島本通1丁目
JR野田駅・玉川駅自転車駐車場	大阪市福島区吉野3丁目
野田阪神駅・阪神野田駅自転車駐車場	大阪市福島区海老江1丁目
福島駅自転車駐車場	大阪市福島区福島5丁目
安治川口駅自転車駐車場	大阪市此花区島屋6丁目
西九条駅自転車駐車場	大阪市此花区西九条1丁目
谷町四丁目駅自転車駐車場	大阪市中央区谷町3丁目
谷町六丁目駅自転車駐車場	大阪市中央区安堂寺町1丁目
難波千日前駅自転車駐車場	大阪市中央区千日前2丁目
森ノ宮駅自転車駐車場	大阪市中央区大阪城
阿波座駅自転車駐車場	大阪市西区西本町3丁目
九条駅自転車駐車場	大阪市西区九条2丁目
ドーム前千代崎駅自転車駐車場	大阪市西区千代崎3丁目
西大橋駅自転車駐車場	大阪市西区新町2丁目
西長堀駅自転車駐車場	大阪市西区新町4丁目
朝潮橋駅自転車駐車場	大阪市港区夕風2丁目
大阪港駅自転車駐車場	大阪市港区築港4丁目
弁天町駅西自転車駐車場	大阪市港区弁天1丁目
弁天町駅東自転車駐車場	大阪市港区波除3丁目
大正駅自転車駐車場	大阪市大正区三軒家西1丁目
大正駅地下自転車駐車場	大阪市大正区三軒家東1丁目

上本町駅・谷町九丁目駅自転車駐車場	大阪市天王寺区上本町6丁目
四天王寺前夕陽ヶ丘駅自転車駐車場	大阪市天王寺区四天王寺1丁目
地下鉄玉造駅自転車駐車場	大阪市天王寺区玉造本町
芦原橋駅自転車駐車場	大阪市浪速区浪速東1丁目
今宮駅自転車駐車場	大阪市浪速区大国3丁目
恵美須町駅自転車駐車場	大阪市浪速区日本橋5丁目
桜川駅・JR難波駅・汐見橋駅自転車駐車場	大阪市浪速区湊町1丁目
大国町駅自転車駐車場	大阪市浪速区戎本町1丁目
千船駅自転車駐車場	大阪市西淀川区佃2丁目
塚本駅自転車駐車場	大阪市西淀川区柏里3丁目
出来島駅自転車駐車場	大阪市西淀川区出来島1丁目
姫島駅自転車駐車場	大阪市西淀川区姫島1丁目
福駅自転車駐車場	大阪市西淀川区福町3丁目
御幣島駅自転車駐車場	大阪市西淀川区御幣島1丁目
加島駅自転車駐車場	大阪市淀川区加島3丁目
神崎川駅自転車駐車場	大阪市淀川区三津屋北1丁目
十三駅自転車駐車場	大阪市淀川区新北野1丁目
新大阪駅北口自転車駐車場	大阪市淀川区宮原1丁目
新大阪駅南口自転車駐車場	大阪市淀川区西中島5丁目
西中島南方駅自転車駐車場	大阪市淀川区西中島3丁目
東三国駅自転車駐車場	大阪市淀川区東三国2丁目
東淀川駅自転車駐車場	大阪市淀川区宮原2丁目
相川駅自転車駐車場	大阪市東淀川区相川2丁目
井高野駅自転車駐車場	大阪市東淀川区北江口4丁目
上新庄駅自転車駐車場	大阪市東淀川区瑞光1丁目
下新庄駅自転車駐車場	大阪市東淀川区下新庄4丁目
新大阪駅東口自転車駐車場	大阪市東淀川区西淡路1丁目
瑞光四丁目駅自転車駐車場	大阪市東淀川区瑞光4丁目
崇禅寺駅自転車駐車場	大阪市東淀川区柴島1丁目
だいどう豊里駅自転車駐車場	大阪市東淀川区大桐1丁目

JR玉造駅自転車駐車場	大阪市東成区東小橋1丁目
新深江駅自転車駐車場	大阪市東成区神路4丁目
地下鉄今里駅自転車駐車場	大阪市東成区大今里3丁目
鶴橋駅自転車駐車場	大阪市東成区東小橋3丁目
深江橋駅自転車駐車場	大阪市東成区深江北2丁目
緑橋駅自転車駐車場	大阪市東成区東中本1丁目
北巽駅自転車駐車場	大阪市生野区巽北4丁目
近鉄今里駅自転車駐車場	大阪市生野区新今里4丁目
小路駅自転車駐車場	大阪市生野区小路東2丁目
南巽駅自転車駐車場	大阪市生野区巽南3丁目
桃谷駅自転車駐車場	大阪市牛野区勝山北1丁目
清水駅自転車駐車場	大阪市旭区清水4丁目
新森古市駅自転車駐車場	大阪市旭区新森4丁目
関目高殿駅自転車駐車場	大阪市旭区高殿4丁目
千林大宮駅自転車駐車場	大阪市旭区森小路2丁目
太子橋今市駅自転車駐車場	大阪市旭区太子橋1丁目
今福鶴見駅自転車駐車場	大阪市城東区今福東2丁目
蒲生四丁目駅自転車駐車場	大阪市城東区今福西3丁目
鳴野駅自転車駐車場	大阪市城東区鳴野東2丁目
関目駅・関目成育駅自転車駐車場	大阪市城東区関目5丁目
鶴見緑地駅自転車駐車場	大阪市鶴見区緑地公園
放出駅自転車駐車場	大阪市鶴見区放出東3丁目
横堤駅自転車駐車場	大阪市鶴見区横堤5丁目
阿倍野駅自転車駐車場	大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目
昭和町駅自転車駐車場	大阪市阿倍野区阪南町2丁目
寺田町駅自転車駐車場	大阪市阿倍野区天王寺町北2丁目
天王寺駅自転車駐車場	大阪市阿倍野区松崎町1丁目
西田辺駅自転車駐車場	大阪市阿倍野区西田辺町1丁目
文の里駅自転車駐車場	大阪市阿倍野区昭和町1丁目
北加賀屋駅自転車駐車場	大阪市住之江区中加賀屋1丁目

住ノ江駅自転車駐車場	大阪市住之江区西住之江2丁目
住之江公園駅自転車駐車場	大阪市住之江区新北島1丁目
あびこ駅自転車駐車場	大阪市住吉区我孫子東2丁目
我孫子町駅自転車駐車場	大阪市住吉区我孫子西2丁目
我孫子前駅自転車駐車場	大阪市住吉区遠里小野1丁目
粉浜駅自転車駐車場	大阪市住吉区東粉浜2丁目
沢ノ町駅自転車駐車場	大阪市住吉区殿辻2丁目
JR長居駅自転車駐車場	大阪市住吉区長居東4丁目
杉本町駅自転車駐車場	大阪市住吉区杉本3丁目
住吉大社駅自転車駐車場	大阪市住吉区長峽町
住吉東駅自転車駐車場	大阪市住吉区住吉1丁目
玉出駅自転車駐車場	大阪市住吉区東粉浜1丁目
帝塚山駅自転車駐車場	大阪市住吉区帝塚山中3丁目
駒川中野駅自転車駐車場	大阪市東住吉区駒川3丁目
田辺駅自転車駐車場	大阪市東住吉区田辺2丁目
地下鉄長居駅自転車駐車場	大阪市東住吉区長居公園
東部市場前駅自転車駐車場	大阪市東住吉区杭全1丁目
針中野駅自転車駐車場	大阪市東住吉区鷹合2丁目
加美駅自転車駐車場	大阪市平野区加美東4丁目
喜連瓜破駅自転車駐車場	大阪市平野区喜連2丁目
JR平野駅自転車駐車場	大阪市平野区平野元町
地下鉄平野駅自転車駐車場	大阪市平野区背戸口5丁目
出戸駅自転車駐車場	大阪市平野区喜連東5丁目
長原駅自転車駐車場	大阪市平野区長吉長原東2丁目
岸里駅自転車駐車場	大阪市西成区岸里1丁目
岸里玉出駅自転車駐車場	大阪市西成区玉出中2丁目
天下茶屋駅自転車駐車場	大阪市西成区花園南2丁目
花園町駅自転車駐車場	大阪市西成区花園北2丁目